

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

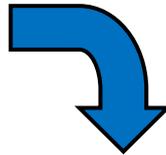
URL：http://www.nishi.or.jp/

厚生年金・健康保険の加入対象が広がっています!

◆◆◆ 平成28年10月から短時間労働者にも加入対象が広がりました ◆◆◆

○平成28年9月までの加入対象者

勤務時間・勤務日数が
常用雇用の3/4以上の人
(週30時間以上勤務)



西宮市観光キャラクター みやたん

●平成28年10月から新たに加入対象になった人

勤務時間・勤務日数が、常時雇用の4分の3未満で、
次の①～⑤の要件にすべて該当する人

- ① 1週間の勤務時間は20時間以上である。(残業時間は除く。)
- ② 1か月あたりの決まった賃金は88,000円以上である。
(年収106万円以上。賞与・残業代・通勤手当などは含みません。)
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれる。(更新予定を含む。)
- ④ 学生ではない。(学生は適用除外になります。)
- ⑤ 勤め先の会社の従業員数が501人以上である。

※4月以降は、従業員数が500人以下で労使で合意している会社で
勤務している人も対象になります。

○加入対象者を拡大した主な理由

- ・被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正するため。
- ・社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備えるため。

くわしくは、日本年金機構西宮年金事務所へ
TEL：0798-33-2942

ハローワークからのお知らせ

求人票の内容は正しく記載してください

ハローワーク（公共職業安定所）で公開・紹介している求人について、応募された方や面接を受けられた方などから、**求人票の内容が実際と違っていた**といった申し出が寄せられております。

申し出の内容の例

- ◆面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された。
- ◆求人票と違う仕事の内容だった。
- ◆正社員と聞いて応募したのに、非正規雇用の形態だった。
- ◆採用の直前に求人票にはなかった勤務地を提示された。
- ◆始業の30分前に出社させられている。
- ◆「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入していない。

求人票の記載内容は正しく！

求人内容の相違に関する申し出があった場合は、事実を確認したうえで、必要に応じて是正指導等をおこなっております。

内容によっては求人をお受けできないこともあります。

また、求人内容の相違でトラブルになった場合など、口コミなどにより企業イメージを大きく損ねることも考えられますので、くれぐれもご注意ください。

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL：0798-75-6711

65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の安定した雇用の確保のため、定年の引上げなどの制度を実施した事業主を助成します

(1) 助成金制度の概要

平成28年10月19日以降に労働協約または就業規則により以下の制度を実施した場合に助成します（1事業主（企業単位）につき1回かぎり）。

導入する制度	助成額
① 65歳への定年引上げ	100万円
② 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止	120万円
③ 希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④ 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合はもっとも高い額での支給となります。

【主な支給要件】

- 導入する制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者雇用安定法第8条・9条1項のいずれの規定にも違反していないこと。
 - 定年の引上げなどの実施に対して、専門家への委託費などの経費の支出があること。
 - 支給申請日の前日において、申請事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者（定年の引上げなどを行う労働協約または就業規則の適用を受ける期間の定めのない労働契約を締結する定年前の労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者）が1人以上いること。
 - 定年の引上げなどに関して、過去に高齢者雇用安定助成金の支給を受けていないこと。
- ※ほかにも必要な要件がありますので、ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご確認ください。

(2) 申請手続

- ・制度を実施した日の翌日から起算して、2か月以内に支給申請してください（事前の計画の認定は不要です）。
- ・お問合せ、ご相談、申請等については兵庫支部高齢・障害者業務課が窓口となります。
- ・申請様式および申請方法については、当機構のホームページでもご案内しています（当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金）。

お問合せは、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 高齢・障害者業務課へ TEL：078-325-1792

ぷらっとアイ（西宮市立勤労青少年ホーム）からのお知らせ

34歳以下の勤労者で西宮市内に在住または在勤の方がぷらっとアイを利用される場合、「勤労青少年ホーム使用証」の交付を受けると利用料金が無料となります。（マイクなどの付帯設備は有料）

現在交付している勤労青少年ホーム使用証の有効期限は、平成29年3月31日です。

平成29年4月以降にぷらっとアイを利用される場合は、改めて「勤労青少年ホーム使用証」の交付手続が必要となりますので、勤労青少年の要件に該当する方は、利用日までにぷらっとアイ西側の勤労会館1階事務室にて交付手続を行ってください。

お問合せは、西宮市労政課へ TEL：0798-35-5286

従業員の再就職支援をお考えの事業主の皆さまへ

早期再就職のための訓練に対し、支援を拡充します

再就職援助計画の対象となった従業員の再就職支援を職業紹介事業者に委託した場合に、事業主に対して助成される「再就職支援奨励金」の助成内容の一部を見直します。

【再就職支援奨励金（再就職実現申請分）】

1 職業紹介事業者が実施する訓練への助成（訓練加算※1）の拡充

変更点① 助成額の拡充

【現行】6万円/月（最大3か月分） → 【改正後】訓練実施費用×2/3（上限30万円）

変更点② 支給対象となる訓練時間の見直し

【現行】訓練実施期間が1か月以上であり、各月あたり50時間以上の訓練であること
→ 【改正後】総訓練時間数が10時間以上の訓練であること

改正後の助成内容（①および③は、これまで通り）

中小企業事業主		中小企業事業主以外		
①	通常	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{2} *$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{3}$	通常	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{4} *$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{1}{3}$
	特例区分	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{2}{3} *$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{4}{5}$	特例区分	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{3} *$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{5}$
② 訓練加算 ※1 … 訓練実施に係る費用×2/3（上限 30万円）				
③ グループワーク加算 … 3回以上実施で1万円を上乗せ				

2 教育訓練施設等が実施する訓練への助成（職業訓練実施支援※2）の新設

新設 再就職支援のための訓練を教育訓練施設等への委託により実施する事業主に対し、委託に要した費用の一部を、下記の通り助成します。

中小企業事業主	中小企業事業主以外
訓練実施に係る費用×2/3（上限 30万円）	

それぞれの支給対象となる訓練内容

	※1 訓練加算	※2 職業訓練実施支援
実施主体	再就職支援を委託した職業紹介事業者	公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、その他事業主団体等
訓練時間数	総訓練時間数10時間以上（Off-JTのみ）	
対象となる訓練内容	(a) 再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るもの (b) キャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るもの (a)のみ、または(a)と(b)の組み合わせにより実施するもの * (a)と(b)の組み合わせの場合、(b)の時間数の割合が全体の5割以下であること	

◆上記の他にも要件があります！ 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局にお尋ねください。

お問合せは、ハローワーク西宮 へ
TEL：0798-75-6711

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

業務改善助成金を大幅拡充しました

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

拡充前

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場

支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

お問合せは、兵庫県中小企業団体中央会（最低賃金総合相談支援センター）へ
TEL：0120-340-580

従業員の個人住民税を

特別徴収(給与天引き)されていますか？

兵庫県・県内市町からのお知らせです



事業主(給与支払者)の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わり市町村に納めることが法律で義務付けられています。
特別徴収(給与天引き)は従業員の負担が少なくなる便利な制度であり、手続きも簡単ですので、事業主の皆様には手続きをお願いします。

<h3>事業主の負担 </h3> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいない。 ② 従業員が常時 10 人未満の場合は、市町村長の承認を受け、納期を年2回にできる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 納期の特例 </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">6月分～11月分</td> <td style="font-size: 2em;">→</td> <td style="padding: 5px;">12月10日までに まとめて納入</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">12月分～翌月5月分</td> <td style="font-size: 2em;">→</td> <td style="padding: 5px;">6月10日まで まとめて納入</td> </tr> </table>	6月分～11月分	→	12月10日までに まとめて納入	12月分～翌月5月分	→	6月10日まで まとめて納入	<h3>従業員のメリット</h3> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関へ納税に向く手間がなくなる。 ② 個人で納める納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの従業員の負担が少なくなる。 ③ 納め忘れによる延滞金がかかる心配がない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 例 年税額が12万円の場合 1回あたり </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">普通徴収</td> <td style="padding: 5px;">特別徴収</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> × 4回 </td> <td style="text-align: center;"> × 12回 </td> </tr> </table>	普通徴収	特別徴収	× 4回	× 12回
6月分～11月分	→	12月10日までに まとめて納入									
12月分～翌月5月分	→	6月10日まで まとめて納入									
普通徴収	特別徴収										
× 4回	× 12回										

～特別徴収制度の仕組み～



お問合せは、西宮市市民税課 ^ TEL : 0798-35-3217

平成28年度「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」

ひょうご仕事と生活センターでは、多様な働き方や仕事と生活の両立の仕組みに特に先導的に取り組んでいる企業を表彰する「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」を実施しています。

このたび、西宮市の企業では、医療法人社団伊藤歯科クリニック様の受賞が決定し、11月に表彰式が行われました。

◆ 医療法人社団伊藤歯科クリニック 様の主な評価内容

- 仕事と生活の両立を支援する制度整備
 - ・ 育児等との両立・従業員の定着に向けた診療時間の短縮（17時で受付終了）
 - ・ 規模を拡大し、シフト勤務の導入等により休みやすい環境を整備
 - ・ 研修と資格取得を応援し、キャリアアップしやすい職場作り
- 働きやすい職場の実現
 - ・ ミーティング等による情報共有及び満足度の高い職場環境の実現

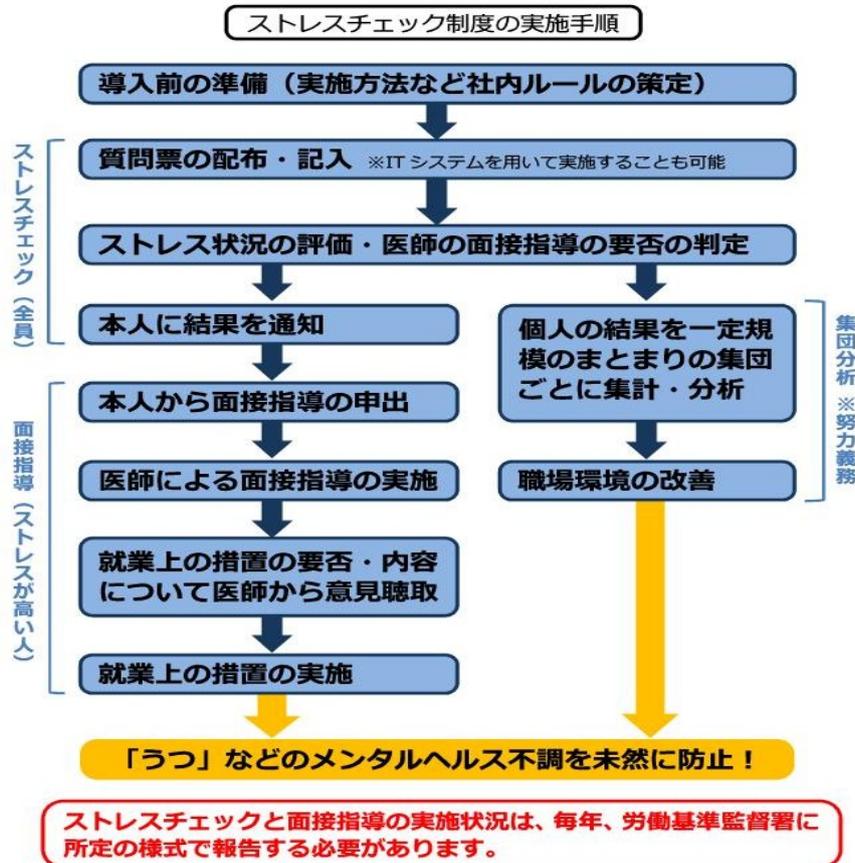


西宮市観光キャラクター
みやたん

ストレスチェック 実施していますか？

労働安全衛生法の改正により、労働者数50人以上の事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェックが義務付けられています。

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）は、以下の手順で進めていきます。



お問合せは、西宮労働基準監督署へ TEL：0798-26-3733

中小企業就業者確保支援事業（中小企業奨学金返済支援制度）

若手社員の奨学金返済支援を行う中小企業に助成します

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助制度を創設しました。若手人材の確保や定着に、ぜひご活用ください。

従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

補助対象

- ①本社が県内にある中小企業
- ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること

《中小企業とは》 中小企業法に定める中小企業者とする。ただし、みなし大企業、工業法人等除く。詳しくは、要綱、手引きをご確認ください。

《対象従業員》 対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③申請時点で、当該企業就職後3年以内の者
- ④申請時点で、県内の事業所に勤務する者
- ⑤30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）



補助期間

対象従業員1人につき、最大3ヵ年（就職3年目の者であれば、最長1ヵ年）

補助金額

- ①対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）
- ③平成28年度の補助対象額は、平成28年10月1日から平成29年3月31日の間に対象従業員が返済した額への支援として、企業が12月1日以降に支給した額とします。

申請先

（一財）兵庫県雇用開発協会

申請方法

（一財）兵庫県雇用開発協会ホームページから、申請書類をダウンロードし、添付資料を添えて、下記申請先まで持参、郵送（特定記録郵便に限る。）にてご提出ください。

補助申請先・問い合わせ先

（一財）兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613

ホームページ <http://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/>

パートナーと本音で話し合っていますか？

最近「ダイバーシティ」という言葉をよく耳にするようになりました。性別、人種、障害などに縛られない雇用のあり方が注目され、個人の中でも自己実現にむけて多様な働き方・生き方を選択しようとする意識が高まっています。

女性の社会進出が進み共働き世帯が増加する一方で、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割意識はまだ根強く残っています。本当の意味で女性が社会で活躍できるようにするために解決すべき問題は山積みですが、個人レベルでできることとして、まずは家庭内での話し合いが重要です。近い関係だからこそ遠慮して本音と言えない、または多分相手はこう思っているだろうと勝手に想像して話し合うことをあきらめている、といったことはないでしょうか？話し合ってみると思ってもみなかった相手の本音が見えてくるかもしれません。

もし何らかの理由で話し合うことがためらわれるときは、内閣府男女共同参画局が作成した

【夫婦が本音で話せる魔法のシート〇〇家作戦会議】



というコミュニケーションシートを利用してみてはいかがでしょうか？！

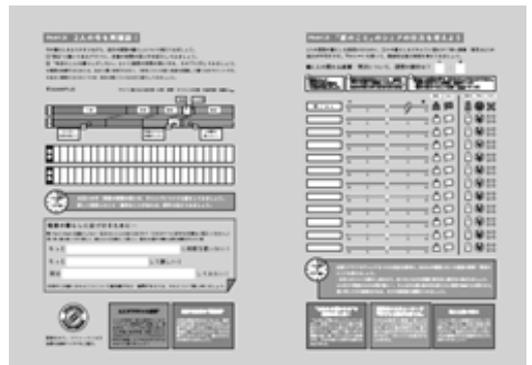
ワークシートはPART.1～PART.4まであります。

- PART. 1** 自分がどんな暮らしをしているのか、日々どんなことを思っているのか素直な気持ちを共有します。
- PART. 2** 今の自分の暮らしを振り返りながら、「本当はこういう暮らしがしたい」という理想の暮らしについて考えます。
- PART. 3** 日々の暮らしをどのように営むか、特に家事について具体的な協力体制を考えます。
- PART. 4** 最後にまとめとして、3年後の未来について自分と家族のことを2人で話し合います。

大切なことはお互いを尊重しあうということです。「～すべきだ」「～するのは当然だ」と決め付けない、また一方的に自分の意見を通そうとしたり、逆に譲歩したりしないで、時間をかけて二人が納得できる結論を出すことが大事です。

興味のある方は、ぜひ内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/sakusenkaigi/>



西宮市男女共同参画センター ウェーブ

女性のための相談室 □電話相談：0798-64-9499／月・木10:00～12:00・13:00～16:00
 □面接相談：要予約／火・水・土10:00～16:30
 □法律相談：要予約／第3金14:00～17:00
 □チャレンジ相談：要予約／第2火10:00～12:00／第3水13:00～16:00

図書・資料コーナー □閲覧：開館時間 □貸出：月～土 10:00～17:15

■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00
 ■受付時間：月～土9:00～17:15(祝日を除く)
 ■阪急西宮北口駅南出口から約100m

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F
 TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496
http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html